



# 自転車の季節到来！～自転車の安全運転のお願い～

自転車は、気軽に利用できる便利な乗り物ですが、道路交通法という決まりを守る必要があります。たかが自転車と軽く考えず、交通ルールをしっかりと守り、事故に遭わない・遭わせない運転を心がけましょう。

## 「自転車安全利用五則」を守りましょう！

自転車は、車やバイクと同じ「車両」の仲間です。車両を運転する責任を自覚してルールを守りましょう！

### ①自転車は、車道が原則、歩道は例外

※例外的に自転車が歩道を通行することができるケースは次の通りです。

- 歩道に「自転車の歩道通行可」の標識があるとき。
- 自転車の運転者が、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者の場合。
- 法令で定める身体障がいのある方。
- 道路工事中や、自動車の交通量が著しく多いなど、車道または交通の状況から見て、自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないとき。



### ②車道は左側を通行

### ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

### ④安全ルールを守る

- 飲酒運転、二人乗り、並進は禁止。※ただし二人乗り禁止は、6歳未満の幼児、また幼児用座席のある車両で運転者が16歳以上の場合は除外
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号順守と一時停止・安全確認



### ⑤子どもはヘルメットを着用

保護者は、13歳未満の子どもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せて運転するときは、必ず乗車用ヘルメットを子どもに着用させましょう。



## 万が一のために保険に加入を

自転車の交通事故で、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがあります（約1億円の賠償となったケースもあり）。自転車を利用される方は万が一のために保険の加入を検討しましょう。

### ①TSマーク付帯保険

自転車安全整備店で点検・整備（有料）を受けた自転車に貼られる「TSマーク」に付帯されているものです。自分がけがをした場合の傷害保険と、第三者にけがなどをさせた場合の賠償責任補償があり、有効期限は1年間です。

②任意で加入する自動車保険、火災保険や損害保険などに「特約」としてプラスしたりするものなどがあり、月額数百円程度の保険料のものもありますので、加入している保険会社に相談してみてください。

★問い合わせ★ 環境生活課 環境・生活安全係（名寄庁舎2階）☎01654③2111（内線3126）